

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された給料支払明細書並びに申立期間当時のA社及び関連会社であるC社における同僚に係る記録並びに申立期間当時、同社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びA社に申立期間を含めて継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社及び関連会社であるC社における同僚に係る記録並びに申立期間当時、同社において社会保険事務を担当していた者の供述から判断すると、申立人は、同社及びA社に申立期間を含めて継続して勤務し（昭和35年12月20日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和 36 年 1 月から同年 9 月までを 2 万円、37 年 1 月から同年 12 月までを 2 万 6,000 円、38 年 1 月から同年 9 月までを 2 万 8,000 円、42 年 1 月から同年 5 月までを 4 万 2,000 円、46 年 1 月から同年 3 月までを 7 万 2,000 円、48 年 1 月から同年 3 月までを 9 万 8,000 円、49 年 1 月から同年 3 月までを 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 26 日まで  
ねんきん定期便により、A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されていたことが分かった。当時の給与と所得の源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 36 年 1 月から同年 9 月まで、37 年 1 月から 38 年 9 月まで、42 年 1 月から同年 5 月まで、46 年 1 月から同年 3 月まで、48 年 1 月から同年 3 月まで及び 49 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された 36 年分から 52 年分までの給与所得の源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、36 年 1 月から同年 9 月までは 2 万円、37 年 1 月から同年 12 月までは 2 万 6,000 円、38 年 1 月から同年 9 月までは 2 万 8,000 円、42 年 1 月から同年 5 月までは 4 万 2,000 円、46 年 1 月から同年 3 月までは 7 万 2,000 円、48 年 1 月から同年 3 月ま

では9万8,000円、49年1月から同年3月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年10月から同年12月まで、38年10月から41年12月まで、42年6月から45年12月まで、46年4月から47年12月まで、48年4月から同年12月まで及び49年4月から52年12月までについては、上記源泉徴収票によると、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる標準報酬月額より高い報酬月額を受けていたと推認できる月があるものの、当該被保険者名簿において確認できる標準報酬月額に見合う保険料を上回る保険料が控除されていたことはうかがえない。

また、申立期間のうち、昭和35年4月から同年12月まで及び53年1月から同年3月までについて、申立人は、当該期間における給与所得の源泉徴収票や給与明細書を保有しておらず、当該期間において勤務していた複数の従業員も給与明細書等を保有していないと回答している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社における複数の元従業員の供述及び元従業員から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡している上、C社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社における複数の元従業員の供述及び元従業員から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB社（現在は、C社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡している上、C社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 25 日は 34 万円、同年 12 月 25 日は 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 25 日  
② 平成 19 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 7 月 25 日は 34 万円、同年 12 月 25 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 12 月 7 日に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 25 日は 61 万 7,000 円、19 年 7 月 25 日は 41 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 68 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 25 日  
② 平成 19 年 7 月 25 日  
③ 平成 19 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 18 年 12 月 25 日は 61 万 7,000 円、19 年 7 月 25 日は 41 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 68 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 12 月 7 日に申立

てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 12 月 7 日に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は21万2,000円、同年12月22日は19万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月16日  
② 平成16年12月22日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書並びにA社から提出された賞与統計表並びに同社が加入しているB健康保険組合及びC厚生年金基金の記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与統計表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月16日は21万2,000円、同年12月22日は19万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出した事実を確認できる資料は無く、当該届を提出したか否かについては不明であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについても不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 8 月 22 日に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 8 月 22 日に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 21 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 8 月 22 日に申立てに係る賞与額の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から20年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から20年4月まで

私は、平成6年12月に会社を退職した直後、区役所に年金の相談に行き、国民年金の加入と国民年金保険料の免除について教えてもらい、その場で加入手続及び保険料の免除申請を行った。その後も毎年ではないが、免除申請をしてきたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年12月に会社を退職し、その直後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に、24年4月に付番されていることがオンライン記録で確認できる上、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号及び別の基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除を申請することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続と同時に免除申請の手続を行ったとしているが、その際に年金手帳を交付されておらず、免除の承認等に関する書類は受け取っていないとしており、2回目以降は毎年ではなかったかもしれないが自ら区役所に出向いて免除申請をしていたと思うと説明するのみで、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関する記憶が明確でない上、申立人が申立期間の保険料の免除を申請していたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13692 (事案 4458、7658、10699、12530 及び 13314 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料並びに 45 年 10 月から 49 年 6 月までの期間及び 62 年 1 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 49 年 6 月まで  
③ 昭和 62 年 1 月

私たち夫婦は、私が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付し、私は、同年 10 月から、付加保険料も合わせて納付していた。申立期間①の定額保険料が未納で、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 7 月頃に払い出されていることが確認でき、この払出時点では当該期間のうち 47 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、所轄社会保険事務所(当時)の手帳記号番号払出簿でも、当該期間を含む 44 年から上記の手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録が無く、また、申立期間②の付加保険料については、制度上、手帳記号番号払出時点から遡って納付すること、及び定額保険料を納付せず付加保険料のみを納付することはできず、申立期間③の付加保険料についても、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 3 日、22 年 6 月 16 日及び 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行

われている。

これに対し、申立人は、4度目の申立てを行い、申立人の義妹から、申立人夫婦が国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は昭和46、47年頃から62年ぐらいまでの期間に関するものであり、納付していたとする時期を特定することができず、当該期間には納付済みと記録されている期間も含まれている。また、申立人の妻の店で勤務していた元従業員から当時の保険料の納付状況について聴取してほしいとの要望が申立人からあったが、元従業員から、申立人が付加保険料に加入していると聞いたことがあるとの証言が得られたものの、この証言内容は45年頃から62年ぐらいまでの期間に関するものであり、加入していたとする時期を特定することができず、当該期間には付加保険料を納付済みと記録されている期間も含まれているなど、申立人の義妹及び元従業員のいずれの証言も当初の決定を変更するに足りる具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、平成23年11月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われた後、申立人は、5度目の申立てを行い、その義兄から、申立人は昭和45年1月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後に国民年金に加入し、その後申立人夫婦は一緒に保険料を納付し、申立人は付加年金制度の開始当初から付加保険料も合わせて納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は当初の決定を変更するに足りる説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成24年7月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いのないとして6度目の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月まで

私たち夫婦は、夫が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人及びその夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を一緒に納付していたとする夫も、昭和 45 年 1 月は国民年金の未加入期間であり、同年 2 月から 48 年 3 月までの期間の自身の保険料が未納となっているほか、申立人は、夫が 45 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後から夫婦の保険料を納付し始めたとしているが、夫の国民年金手帳の記号番号は 49 年 7 月以降に払い出されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について再申立てを行うとともに、申立期間②及び③について新たに申立てを行っているが、申立期間①については、再申立てにおいても、委員会の当初の決定を変更するに足る新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の保険料を夫婦一緒に納付していたと説明しているが、申立人は自身の前回の申立て並びに夫の前回及び前々回

の申立てにおける説明内容から、当該期間の保険料を納付していたかどうかに関して記憶が曖昧である。申立期間②は、申立人は当該期間の保険料を納付していたとしているが、前回の申立て並びに夫の前回及び前々回の申立てにおいては、自身の保険料の免除申請を行った記憶もあると説明しているほか、昭和 59 年度の保険料の免除申請が昭和 59 年 7 月 2 日に行われ、同年 8 月 7 日に免除処理が行われていること、及び 60 年度の保険料の免除申請が 60 年 6 月 28 日に行われ、同年 7 月 12 日に免除処理が行われていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について 3 度目の申立てを行うとともに、申立期間②及び③について再申立てを行い、申立人の妹から、申立人夫婦が国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は昭和 46、47 年頃から 62 年ぐらいまでの期間に関するものであり、納付していたとする時期を特定することができず、当該期間には納付済みと記録されている期間も含まれているなど、当初の決定を変更するに足りる具体的な説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、平成 23 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われた後、申立人は、4 度目の申立てを行い、その兄から、申立人の夫が昭和 45 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を退職した直後から、申立人夫婦と一緒に保険料を納付していたとの証言が得られたものの、この証言内容は当初の決定を変更するに足りる説明とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 24 年 7 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして 5 度目の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間、43年2月から52年12月までの期間、54年4月から56年12月までの期間及び60年4月から平成8年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで  
② 昭和43年2月から52年12月まで  
③ 昭和54年4月から56年12月まで  
④ 昭和60年4月から平成8年5月まで

私は、夫婦で国民年金に加入した後、国民年金保険料を定期的には納付していなかったが、役所から毎年ではないが年末か年度末に呼出しを受けて、保険料の納付について相談をしてから夫婦の保険料を納付し、その場で払いきれなかった分の保険料は郵便局で納付していた。また、長女が就職してからは、長女が私たち夫婦の保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、当該期間の夫婦の国民年金保険料を年末や年度末にまとめて納付していたとしているものの、毎年定期的に保険料を納付していたとは限らないとも説明しているなど、保険料の納付時期及び納付頻度に関する記憶が明確でなく、その状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和42年8月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間①の保険料は過年度納付することとなるが、申立人は、加入当初に保険料を遡って納付したかどうか覚えていないとしている。

さらに、申立期間②のうち昭和47年4月から52年12月までの期間の保険料が55年6月30日に第3回特例納付の保険料として納付されていることが申立人の所持する領収証書及び年金事務所が保管する領収済通知書により確認できるものの、この保険料は、36年4月から41年12月までの期間の保険料として処理され、47年4月から52年12月までの期間の保険料として扱われていないことがオンライン記録で確認できることから、当該納付前は、申立

期間②には長期間の未納期間があったものと考えられる上、当該納付以外に申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、前述の領収証書以外に、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間④について、申立人の長女は、当該期間の申立人夫婦の保険料を当初は納付書で、後に口座振替で納付していたとしているが、納付方法を変更した時期に関する記憶は定かではなく、国民年金保険料を納付する際は国民健康保険料等の支払も同時に行っていたため、国民年金の保険料額は分からないと説明しており、納付方法の変更時期及び納付額に関する記憶が明確でなく、納付状況等が不明である。

また、申立人の長女の預金口座の平成元年12月12日から12年10月31日までの期間の取引記録では、7年8月31日から同年12月25日までは一人分、8年1月31日から当該期間後の10年6月1日までは二人分の国民年金保険料が口座振替により定期的に納付されていることが確認できるものの、申立人夫婦及び長女のオンライン記録の納付状況を踏まえると、当該振替は長女自身及び申立人の妻の納付済期間の保険料であるものと推認でき、そのほかに申立人の保険料の納付をうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人の長女が申立期間④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の長女が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの期間、43年2月から52年12月までの期間、54年4月から56年12月までの期間及び60年4月から平成7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで  
② 昭和43年2月から52年12月まで  
③ 昭和54年4月から56年12月まで  
④ 昭和60年4月から平成7年3月まで

私の夫は、夫婦で国民年金に加入した後、国民年金保険料を定期的には納付していなかったが、役所から毎年ではないが年末か年度末に呼出しを受けて、保険料の納付について相談をしてから夫婦の保険料を納付し、その場で払いきれなかった分の保険料は郵便局で納付していた。また、長女が就職してからは、長女が私たち夫婦の保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人の夫は、当該期間の夫婦の国民年金保険料を年末や年度末にまとめて納付していたとしているものの、毎年定期的に保険料を納付していたとは限らないとも説明しているなど、保険料の納付時期及び納付頻度に関する記憶が明確でなく、その状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和42年8月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間①のうち40年1月から同年6月までの保険料については、この払出時点では、時効により納付することができないほか、同年7月以降の保険料は過年度納付することとなるが、申立人の夫は、加入当初に保険料を遡って納付したかどうか覚えていないとしている。

さらに、申立期間②のうち昭和49年4月から52年12月までの期間の保険料が55年6月30日に第3回特例納付の保険料として納付されていることが申立人の所持する領収証書及び

年金事務所が保管する領収済通知書により確認できるものの、この保険料は、36年4月から39年12月までの期間の保険料として処理され、49年4月から52年12月までの期間の保険料として扱われていないことがオンライン記録で確認できることから、当該納付前は、申立期間②には長期間の未納期間があったものと考えられる上、当該納付以外に申立人の夫が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、前述の領収証書以外に、申立人の夫が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間④について、申立人の長女は、当該期間の申立人夫婦の保険料を当初は納付書で、後に口座振替で納付していたとしているが、納付方法を変更した時期に関する記憶は定かではなく、国民年金保険料を納付する際は国民健康保険料等の支払も同時に行っていたため、国民年金の保険料額は分からないと説明しており、納付方法の変更時期及び納付額に関する記憶が明確でなく、納付状況等が不明である。

また、申立人の長女の預金口座の平成元年12月12日から12年10月31日までの期間の取引記録では、申立人の申立期間④の保険料の納付をうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人の長女が申立期間④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の長女が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 31 日から 9 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、途中から同社が厚生年金保険をやめるとのことだったが、申立期間ほどは長くはなかったし、その期間も厚生年金保険料として国民年金保険料が給与から控除されていた。ついては、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 6 年 10 月 31 日に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、9 年 8 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の給与台帳等を保有しておらず、申立人及び回答のあった複数の従業員も、当時の給与明細書等を保有していない上、複数の従業員は、申立期間中の厚生年金保険料の控除は無かった旨供述していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無等を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、その保険料について、平成 6 年 10 月から 7 年 3 月までは同年 11 月 2 日に一括して納付され、同年 4 月から同年 7 月までの未納期間を経て、同年 8 月から 9 年 7 月までは付加保険料を含め毎月納付されたことが確認できる上、他の従業員については、国民年金加入の有無を始め、保険料の納付の有無及び時期等が区々となっており、申立人が主張するような事業所による関与をうかがうことはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月10日から30年4月7日まで  
② 昭和33年11月1日から34年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の記録管理業務を引き継いだB社は、申立人の資格取得及び資格喪失に関する届出について、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明であるが、申立人に係る厚生年金保険個人別台帳にある記録と、国側の厚生年金保険の加入記録は同じである旨回答している。

また、申立人が記憶している複数の同僚のうちの一人は、申立人のことを記憶していたが、申立人の勤務期間及び申立人から提出された写真の撮影時期は不明としている上、残る複数の同僚については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、人物を特定できず、照会を行えないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、両申立期間を通して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況及び上記写真に関する情報等について照会したが、申立人を記憶している者及び写真について記憶のある者はいなかった。

加えて、A社に勤務していたと回答のあったほぼ全ての従業員は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、入社後すぐに厚生年金保険に加入した旨供述している上、複数の従業員は、退職前に厚生年金保険の資格を喪失する慣例は無かった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 15 日まで  
② 昭和 38 年 7 月 9 日から 40 年 7 月 10 日まで  
③ 昭和 40 年 7 月 12 日から 45 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間④に勤務したA社を退職するときに、脱退手当金の請求手続きを行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金の支給状況について、オンライン記録をみると、i) 支給決定日が昭和 47 年 3 月 16 日となっていることから、支給対象の厚生年金保険被保険者期間は、B社C事業所、D社、A社E支所及びA社に係る4つの被保険者期間となる。これら4つの被保険者期間は、これを管理する社会保険事務所(当時)が2つの社会保険事務所にまたがるにもかかわらず、漏れなく支給期間となっている上、ii) 当該支給日直前の厚生年金保険被保険者期間(申立期間④)に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、iii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金支給記録の有る昭和47年3月当時勤務していたF園において、G共済組合の共済年金に加入しているが、同園を退職後、当該共済年金加入期間について退職一時金を受給していることがG共済組合の記録において確認できる。そして、申立人に対する脱退手当金及び退職一時金の支給記録の有る47年当時、厚生年金保

険と共済年金との被保険者期間の通算ができる通算年金制度が既に有ったことから、また、当該脱退手当金と退職一時金の支給時期が近接していることから、申立人が退職一時金のみならず、脱退手当金も受給していることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 24218 (事案 21935 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 47 年 3 月 25 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと前回、第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無く、第三者委員会の審議結果には納得ができない。新たな資料等はないが、再度申立てをするので、年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていること、ii) 申立人は、申立期間の後にもA社に再び勤務しているが、当該勤務期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、同じA社に勤務した期間であるにもかかわらず、申立期間の記号番号とは別の新たな記号番号となっており、脱退手当金が支給されたために記号番号が異なっていると考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 11 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、新たな資料等はないとしながらも再度申し立てしているところ、今回の申立てに係る年金事務所における調査において、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給に関する書類として、「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等が年金事務所に保存されていることが判明した。

そして、当該裁定請求書及び裁定伺の記載内容をみると、オンライン記録の内容と一致していることが確認できる。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、当該裁定請求書の添付書類としてA社発行の申立人の「退職所得の源泉徴収票」が提出されていることが確認できることなどから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと認められる。

さらに、当該裁定伺には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の銀行名が記載されていることから、当該銀行を經由して申立人に脱退手当金が支払われたものと推認できる。

したがって、前回同様、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 25 日から 49 年 7 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、高校を卒業してから昭和 61 年 11 月 30 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録及び同事業所に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 40 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、47 年 3 月 25 日に被保険者資格を喪失した後、49 年 7 月 1 日に同事業所において再度被保険者資格を取得し、61 年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失している記録となっており、申立期間については、被保険者記録の確認ができないところ、申立人は、34 年に高校を卒業し、同年に同事業所に入社してから、申立期間を含めて 61 年 11 月 30 日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、年金事務所において保管している申立人に係るA事業所発行の「退職所得の源泉徴収票」により、申立人が同事業所を昭和 47 年 3 月 30 日に退職していることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿においては、申立人が昭和 47 年 3 月 25 日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、健康保険証が返納されていることが確認でき、厚生年金保険と一緒に加入しているべき健康保険についても、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、A事業所において昭和 47 年 3 月 25 日に資格喪失しているが、仮に、この資格喪失を社会保険事務所（当時）が誤って記録したとすれば、申立期間において、同事業所の事業主からは、2回の報酬月額算定基礎届が社会保険事務所に対し提

出されていたはずであるが、この2回の届出の機会に、社会保険事務所が同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであり、また、報酬月額算定基礎届において、社会保険事務所及び同事業所が申立人の厚生年金保険被保険者記録が無いことに気付かなかったとは考えられないことから、当該資格喪失日に係る処理については、同事業所の事業主からの届出に基づき行われたものとするのが自然である。

加えて、申立人は、A事業所において昭和49年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得しているが、同事業所に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人が最初に同事業所で被保険者資格を取得したときとは別の厚生年金保険被保険者記号番号で資格取得していることが確認できる。

このため、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたとは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社B工場における資格取得日（昭和43年1月1日）に係る記録を取り消し、昭和43年2月1日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月1日から同年2月1日まで

A社には、昭和41年3月から46年3月まで継続して勤務しており、このうち同社B工場には、43年1月初頭から勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成20年12月2日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人の同社同工場における資格取得日は昭和43年1月1日、標準報酬月額が2万4,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立人と同様に申立期間においてA社C工場から同社B工場に異動し、厚生年金保険の被保険者記録に空白がある元従業員から提出のあった給料明細書によると、一旦控除された申立期間に係る厚生年金保険料が翌月の給与で返金されていることが確認できる上、当時、同社本社において各工場を含めた給与計算を担当していた元経理責任者は、「給料明細書を見る限り、控除した厚生年金保険料は、C工場からB工場に異動した全員に返金したと思われる。」旨供述していることから判断すると、事業主によって申立人の給与から一旦控除された厚生年金保険料は申立人に対して返金されたものと認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。